

埼玉県権利擁護人材育成事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は権利擁護人材の育成を総合的に推進するための事業を実施する市町村及び社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会（以下「市町村等」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付については、地域医療介護総合確保基金管理運営要領（平成26年9月12日医政発0912第5号・老発0912第1号・保発0912第2号。以下「管理運営要領」という。）及び補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 補助の対象となる事業は、医療介護提供体制改革推進交付金により造成された基金を活用して行う権利擁護人材育成事業とする。

(補助対象経費及び補助限度額)

第3条 補助金交付の対象となる経費は、「埼玉県権利擁護人材育成事業実施要綱」に基づいて実施する場合に要する経費とし、補助対象経費及び補助限度額等は別表のとおりとする。

(申請書の様式等)

第4条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号のとおりとし、交付の申請は申請書正本1部とする。

2 規則第4条第1項の申請書の提出期限は、別に定めるものとする。

3 規則第4条第2項第1号から第4号までに掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

(交付決定通知書の様式)

第5条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

(補助事業の内容の変更等)

第6条 市町村等は、規則第6条第1項第1号及び第3号の規定に基づいて、知事の承認を得ようとする場合は、様式第3号の変更（中止・廃止）承認申請書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請があった場合において、当該申請内容が適正であると認めるときは、その旨を市町村等に様式第4号により通知するものとする。

(状況報告)

第7条 市町村等は、知事の要求があったときは、補助事業等の遂行の状況について、当該要求に係る事項を書面で知事に報告しなければならない。

(県が補助する事業の場合の交付条件)

第8条 県が、市町村等が実施する事業（以下「県補助対象事業」という。）に対して、この基金を財源の全部又は一部として補助金を交付する場合には、市町村等に対し次の条件を付さなければならない。

- (1) 市町村等が県補助対象事業を実施するために必要な調達を行う場合には、原則として一般競争入札によるものとする。
- (2) 県補助対象事業の内容の変更（知事が定める軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 県補助対象事業を中止し、又は廃止（一部の中止又は廃止を含む。）する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (4) 県補助対象事業に係る関係書類の保存については、次のとおりとする。

ア 市町村の場合

県補助対象事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成するとともに、県補助対象事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を県補助対象事業が完了する日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

イ 社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会の場合

県補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を県補助対象事業が完了する日（県補助対象事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

- (5) 県補助対象事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに県補助対象事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上（社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会の場合は30万円以上）の機械、器具及びその他財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15条）で定めている耐用年数を経過するまで、知事の承認を受けずに、この県補助対象事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。
- (6) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (7) 県補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、県補助対象事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (8) 市町村等は県補助対象事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、速やかに知事に報告しなければならない。
また、知事に報告があった場合は、当該仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (9) 当該助成事業の対象経費と重複して他の補助金等の交付を受けてはならない。
- (10) 市町村等が（1）から（9）により付した条件に違反した場合には、この補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、県に返納させることがある。

(交付の方法)

第9条 この補助金は、概算払いをすることができるものとする。

(実績報告書の様式等)

第10条 規則第13条の報告書の様式は、様式第5号のとおりとする。

2 規則第13条の実績報告書には、別に定める関係書類を添付しなければならない。

3 規則第13条の実績報告書の提出時期は、事業年度の3月31日までとする。

(補助金の額の確定通知)

第11条 規則第14条に定める補助金の額の確定は、様式第6号により通知するものとする。

(補助事業に係る調査等)

第12条 知事は、必要があると認めるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定に基づき、その状況を調査し、又は報告を求めることができる。

(交付の決定の取消し)

第13条 知事は、市町村等が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

(1) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件又は法令に違反したとき。

(4) 補助金交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供したとき。

(5) 当該事業者でなくなったとき。

(補助金の返還)

第14条 知事は、この交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずる。

2 知事は、規則第14条の規定により交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期間を定めて、その返還を命ずる。

(その他)

第15条 この要綱の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

別表（第3条関係）

補助対象経費	補助限度額	補助額の算定
<p>権利擁護人材育成事業の実施に必要な次の経費。 報酬、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費</p>	<p>1市町村当たり300万円</p>	<p>補助対象経費の総額と300万円を比較して少ない額。</p>
	<p>社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会 50万円</p>	<p>補助対象経費の総額と50万円を比較して少ない額</p>